

知的財産権侵害事件の国際裁判管轄

中野俊一郎*

I. はじめに

知的財産権侵害事件をめぐる国際民事訴訟法上の問題については、ハーグ国際私法会議での国際裁判管轄・外国判決承認執行条約案をめぐる議論を契機として、国際的な場で、様々な角度から検討が進められてきた。この早稲田大学COE研究プロジェクトにおいても、マックス・プランク研究所による草案¹（以下、MPI草案と呼ぶ）、アメリカ法律協会の提案²（以下、ALI原則と呼ぶ）や日本、韓国、中国といった国々での考え方について、着実な研究成果が蓄積されている。そこで本稿においては、従前の研究成果を基礎としながら、特許権を中心とする知的財産権の侵害事件の国際裁判管轄につき、MPI草案とALI原則を、わが国における法解釈との整合性という視点から、比較対象してみることにしたい。

II. 工業所有権の有効性等に関する登録国の専属管轄

1. 登録国管轄権の専属性

MPI草案は、もともと、1999年のハーグ条約準備草案³12条におかれていた専属管轄規定の修正提案という意味合いのものであった。しかし、後に見るように、登録国の専属管轄にとどまらず、侵害訴訟に関する管轄規

則をも盛り込むため、12a条として、知的財産権事件の国際裁判管轄を新たに条文化することを念頭においた案になっている。また、ハーグ条約準備草案22条1項は、一定の場合を除き、いわゆるフォーラム・ノン・コンヴェニエンス法理による手続停止の余地を認めていたが、MPI草案12a条は、その適用除外リストに含めることを前提としている⁴。

MPI草案1項(1)は、「特許権、商標権、意匠権その他の工業所有権で、登録を要するか若しくは登録に基づき保護される権利の認許、登録、有効性、廃止又は取消しに関する判決を求める訴訟」について、「判決が当事者間でのみ効力をもつ場合」を除き、「権利が登録され又は国際条約の条項により登録されたとみなされる締約国の裁判所」に専属管轄を認める。MPI草案の解説は、その理論的根拠を国家主権に求め、「登録という形で行われた国家行為（Act of State）は外国で尊重されなければならない、他国の裁判所によって無効と判断されることはできない」と説明している⁵。

ALI原則212条(2)(a)も、「登録された権利の失効又は無効の確認」を専ら対象とする手続について、「一の国における登録の有効性に関する確認を求める場合」、「付託若しくは登録が申請された国、付託若しくは登録がなされた国、又は、国際条約の定める条約の下に付託若しくは登録がされたとみなされる国の裁判所」に専属管轄権を認めており、一見したところ、MPI草案と全く同じ考え方に立つように見える。しかし、同(b)号によると、

* 神戸大学大学院法学研究科教授

「一以上の国における登録の有効性の確認を求める場合」, 「被告の主たる営業所が所在する国の裁判所」が専属管轄権をもつ。これは、一つの発明から生じた特許権が別々の国で登録され、別々の特許権となっているような場合を念頭において、効率性の観点から、すべての特許権に関する訴訟を被告の本拠地国に集中することをねらったものに他ならない⁶。もっとも、この手法に関しては、(a)号により一國で訴訟を提起し、判決取得後に別の権利につき登録国で訴えを起すことによって管轄権の集中は容易に破られうる点や、被告の本拠地国が外国知的財産権の有効性について審理する十分な能力をもつとは限らないといった点で、その実効性や妥当性に疑問が提起されている⁷。

登録を要する工業所有権の登録や有効性の問題につき、登録国に専属管轄を認めることは、スイス国際私法109条、ブリュッセルI規則22条⁸や1999年のハーグ条約準備草案12条⁹が明記するところであり、国際的にも広く承認された考え方といえよう。工業所有権の発生・消滅をめぐる問題は登録事務と深く関係しており、実体と手続との強度の関連性から、登録国裁判所において最も適切に判断されうること、登録国以外の国でなされた判断が他国で承認される可能性は乏しいことなどから、この結論はわが国学説上も一般に支持されており¹⁰、異論の余地はあまりないように思われる¹¹。最近のわが国下級審判決の中にも、外国特許の返還が求められた事例について、「本件特許……は米国特許であるところ、米国特許権の登録に係る訴えは、専ら同国における特許権の帰属の問題であって、我が国の裁判所の国際裁判管轄を認める余地はない」と述べたものがある¹²。

2. 専属管轄の範囲

工業所有権の有効性問題につき登録国に専属管轄を認めるとしても、その範囲いかんについては、いくつかの考え方がある。

MPI草案の一つの重要な特徴は、下されるべき判決が対世的に(erga omnes)効力を及ぼすかどうかという実質的視点から、専属管轄の範囲をある場合には拡張し、ある場合には縮小する点に認められる。

すなわち、その1項(2)によると、登録国の専属管轄は、判決が、将来に向けての登録国における権利行使の禁止を含むような場合にも及ぶ。これは、従来見られなかった考え方であり、登録国外(例えば被告の本拠地国)での侵害訴訟で知的財産権の使用差止が命じられ、その効力が登録国に及ぶような場合、実質的には無効訴訟に等しい効果がもたらされることを考慮して、これを専属管轄の範囲に含めたものである¹³。しかし、草案の解説自身が認めるように、このような問題が顕在化することは稀であろうし、差止命令の域外的効力承認が必ずしも保障されないという前提に立てば¹⁴、ここで専属管轄の範囲を拡大する必要性には乏しいように思われる。

またMPI草案1項(3)は、著作権など、登録を前提としない知的財産権についても、対世効を伴った有効性確認判決を認める法制もあることに鑑み、「その他の知的財産権の有効性に関する判決を求める訴訟」についても、「判決が対世的効力を有すべき締約国の裁判所」に専属管轄を認めることとした。しかしながら、判決が対世効をもつかどうかは、それぞれの国の既判力に関する考え方に左右されるという不確実性があるほか、ここで扱う問題が多分に理論的意味合いのものにとどまることを考慮して、本号は全体として括弧書きにされている¹⁵。

他方においてMPI草案1項(1)は、工業所有権の有効性に関する判決が「当事者間でのみ(inter partes)効力をもつ場合」を、専属管轄の範囲から除く。ブリュッセル規則やハーグ条約準備草案の専属管轄規定は判決の対世効の有無を問題にしないから、これも新しい考え方といえることができる。登録国以外の国の裁判所が、登録国法によって工業所有

権の有効性問題を判断することの難しさを考えれば、法政策的には疑問も残りうるところであるが¹⁶、後述するように、侵害訴訟手続で工業所有権の無効抗弁を認め、侵害訴訟裁判所に前提問題についての判断権限を認めるという前提をとれば、本草案の立場は、理論的には一貫したものと評価することができよう。当事者の視点からすると、登録国以外の国の裁判所で、対世効を伴わない有効性判断を取得することによって、紛争を実質的に解決できる場合もありえようから、当事者自治の尊重という観点から、本草案の立場を根拠づけることも可能である¹⁷。

さらにMPI草案1項(4)は、知的財産権の有効性に関する判決が求められる訴訟ではあるが、例えば対世効がないために同項(1)～(3)の専属管轄に含まれないような場合、「その領域について判決が当事者間で効力を生ずべき国」が管轄をもつという。このような訴訟は必ず被告の普通裁判籍所在地で提起しなければいけないというような誤解を与えないよう、注意的に規定したものであり¹⁸、全体が括弧で括られているところからも知れる通り、必要性の高い規定ではない。

III. 侵害訴訟と登録国の専属管轄

1. 侵害事件に関する登録国の専属管轄？

特許権等の侵害訴訟を登録国の専属管轄とするかどうかにつき、1999年のハーグ条約準備草案をめぐる審議において、激しい争いがあったことはよく知られている¹⁹。その後、合意管轄を対象を絞って2005年6月に成立したハーグ条約は、著作権・著作隣接権を除く知的財産権の有効性、及びこのような知的財産権の侵害を、条約の適用範囲外とした(2条2項(n)号、(o)号)。しかし、当事者間での契約の違反に関して提起された知的財産権侵害訴訟はこの限りでないというから((o)号但書)、例えば、ライセンス契約違反に起因する侵害訴訟は条約の適用範囲に含まれ、契

約中の合意管轄条項の効力が認められうることになる。すなわち、侵害訴訟について登録国裁判所の専属管轄を認めるという考え方は、ここではとられていない。

IVで見ると、MPI草案12a条3項、ALI原則201条以下は、いずれも侵害訴訟を登録国裁判所の専属管轄とせず、被告の常居所地や合意管轄地の裁判所に国際裁判管轄を認めている。侵害訴訟について登録国の専属管轄を認めず、普通裁判籍や不法行為地管轄といった一般管轄規則の適用範囲に含めることは、ブリュッセルI規則22条の解釈においても前提とされており、国際的にも広く認められた考え方ということができよう。特許付与国の専属管轄を否定し、外国特許についても内国で侵害訴訟の提起を認める点で、わが国の判例・学説も、ほぼ一貫しているといつてよい²⁰。最近のサンゴ砂事件東京地裁²¹も、米国特許権に基づく差止請求権の不存在確認請求につき、属地主義を根拠に内国管轄を否定する被告側主張を明確に斥け、「特許権の属地主義の原則とは、各国の特許権が、その成立、移転、効力等につき、当該国の法律によって定められ、特許権の効力が当該国の領域内においてのみ認められることを意味するものであり……特許権の実体法上の効果に関するものであって、特許権に関する訴訟の国際裁判管轄につき言及するものではない」と述べている。

もともと、侵害訴訟を登録国裁判所の専属管轄事項にしないとしても、侵害訴訟においては知的財産権の無効が抗弁として主張されることが少なくないため、これをどう扱うべきかが問題となる。

2. 侵害訴訟における無効抗弁の扱い

(1) ブリュッセル規則及びハーグ条約

侵害訴訟において特許無効の抗弁が出された場合の扱いをめぐって、ブリュッセルI規則22条の解釈は分かれている。同規則25条により専属管轄違反として無管轄を宣言すべ

きであるとの見解、法廷地法に従い手続を停止し、専属管轄裁判所に有効性判断を委ねるべきであるとの見解、侵害訴訟裁判所に既判力のない先決的判断を許す見解などが対立しており、これについては欧州司法裁判所の判断が待たれている²²。

ハーグ合意管轄条約2条3項は、登録を要する知的財産権の有効性のように、2項で除外された事項が先決問題（preliminary question）となる場合であっても、当該訴訟は条約の適用範囲から除外されないという。これを受けて10条は、2条2項で適用範囲から除外された事項につき先決問題としてされた判断は、条約によっては承認・執行されず（1項）、そのような事項に関する判断に基づく判決は、その限りにおいて承認・執行を拒絶されうるといふ（2項）。但し、2項による承認・執行拒絶は、知的財産権の有効性判断に関しては、a）その判断が、当該知的財産権を生ぜしめた法の所属国における判決と抵触する場合、b）知的財産権の有効性に関する手続が当該国で係属している場合、に限って許される（3項）、とした。

(2) MPI草案

MPI草案12 a条2項(1)も、「問題が専属的管轄を有しない裁判所での訴訟における付随問題（incidental matter）として提起された場合は、1項を適用しない」と定め、工業所有権の登録や有効性が侵害訴訟の前提問題として争われる場合を専属管轄の対象外におく。ここでいう「付随問題」とは、草案2項(2)によれば、「裁判のために不可欠であっても、裁判所がそれについて判決を求められていない問題」と定義される²³。

さらに、2項(1)後段は、付随問題に関する判断が、「同一当事者間であっても後訴で拘束力をもたない」旨を括弧書きで規定した。このような事項に関する判断が対世効を生じないことについて、多くの国では共通認識があるが、相対的無効という観念をもたない国もあることから、明文規定において要らざる

懸念を払拭しようとしたものである²⁴。また、ここでは、ハーグ会議での議論のすう勢に従い、当該判断は同一当事者間での後訴にも拘束力を及ぼさないとしているが、登録国外で、相対効をもつ判決により知的財産権の有効性確認が行われる場合（1項(1)参照）には、付随問題に関する判決ではないため、同一当事者間での後訴にも拘束力を及ぼすことがありうる²⁵。

草案の解説によれば、登録国以外の国の裁判所に有効性判断を任せることの可否や範囲については、さらなる検討が必要である。その際の選択肢としては、①登録国に侵害訴訟の専属管轄をおくが、複数国で侵害があった場合に手続併合による例外を認める、②登録国以外の国の裁判所は、知的財産権の有効性が疑われる場合には手続を中止するが、それ以外の場合には有効性を前提に判決を行う、③侵害訴訟裁判所と登録国当局との協議を義務づける、といった考え方が列挙されている²⁶。

(3) ALI原則

ALI原則212条(3)もまた、「法廷地以外の国の法に従って登録された権利の失効をめぐる問題は、本原則に従って提起された侵害訴訟において判断することができる」という。しかしここでは、なお結論に流動的な部分は残されているものの、MPI草案とは異なり、侵害訴訟の管轄裁判所が、対世効のある判断を出すことも想定されているようである²⁷。その理由は、相対効と対世効の区別は観念的なものであり、取引上重要な（登録地外の）国の裁判所で無効判断が下されれば、特許権の実施は実際上困難になるといった点に求められている²⁸。

(4) 検討

侵害訴訟で工業所有権の無効抗弁が出された場合に、それについても受訴裁判所に一定の判断権限を認めることは、わが国における従前の法解釈と基本的に整合する²⁹。上掲サンゴ砂事件東京地裁判決も、「特許権の成立

を否定し、あるいは特許権を無効とする判決を求める訴訟については、一般に、当該特許権の登録国の専属管轄に属するものと解されている」が、当該事件のように、特許権に基づく差止請求訴訟で特許無効の抗弁が出される場合は、「当該特許についての無効判断は、当該差止請求訴訟の判決における理由中の判断として訴訟当事者間において効力を有するものにすぎず、当該特許権を対世的に無効とするものではない」から、国際裁判管轄を否定する理由にはならないという。

問題は、内国侵害訴訟において外国特許の有効性判断を行うについて、どのような制限がありうるかであろう。上掲サンゴ砂事件東京地裁判決は、侵害訴訟における特許無効の先決的判断は対世効をもたないことを強調して、判断権限を正当化しているが、米国特許の有効性について具体的に判断を下したわけではなく、原告の製品が当該特許発明の技術的範囲に属しないことから、米国特許権を侵害せず、被告は米国特許に基づく差止請求権をもたないとの結論を導いている。

特許の有効性判断について付与国の専属管轄を認める趣旨からすると、侵害訴訟での先決的判断には、自ずから限界があることも否定できない。国内事件での特許庁による無効審判と侵害訴訟の関係について、キルビー事件最高裁判決³⁰は、「特許の無効審判が確定する以前であっても、特許権侵害訴訟を審理する裁判所は、特許に無効理由が存在することが明らかであるか否かについて判断することができ」、「審理の結果、当該特許に無効理由が存在することが明らかであるときは、その特許権に基づく差止め、損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されないとした。これを受けて、2004年改正後の特許法104条の3は、「特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行

使することができない」と定めている。解釈論的構成についてはなお検討すべき点を多く残すが、結論としては、渉外的な侵害訴訟についても同様の考え方をとり、わが国侵害訴訟で無効抗弁がなされた場合、外国特許の無効性が明らかであるときにのみ、当事者間限りの無効判断を下せるものと解すべきであろう³¹。

(5) 登録国で知的財産権の有効性に関する 手続が係属する場合の扱い

登録国において、現実には知的財産権の有効性に関する手続が係属している場合には、侵害訴訟裁判所としては、さらに慎重な態度を求められることになろう。わが国学説上も、内国侵害訴訟で特許無効の抗弁が出され、特許付与国で特許無効訴訟が行われている場合、特許法168条2項に準じて訴訟手続を中止できるとの見解が主張されている³²。ALI原則202条(4)(c)は、国際訴訟競合の場合に、裁判所が管轄権を維持するか手続を中止するかを判断するために考慮すべき要素として「訴訟管理の困難さ」をあげ、そこには、「法的問題の複雑性及び新規性、ならびに特許事件においては、ありうべき統合裁判所の専門性」を含むとしている。ALI原則は、裁判所間での手続の統合を念頭において定めをおくが、その趣旨からすれば、特許庁など裁判所以外の判断機関との競合問題についても、同じ規律が妥当するものと考えられる³³。

IV. 侵害訴訟の国際裁判管轄

1. 被告常居所地管轄と合意管轄・応訴管轄

MPI草案12 a 条3項によると、非侵害宣言を含む知的財産権侵害手続に不法行為地管轄規則（1999年ハーグ条約草案10条）は適用されず、以下の国に国際裁判管轄が認められている。すなわち、

- ①合意管轄地国（1999年ハーグ条約草案4条）

②権利登録国、または権利が「それ以外の方法、例えば商業上の使用により」保護を得ている国

③被告の常居所地国（1999年ハーグ条約草案3条）、である。

まず、合意管轄（①）に関していうと、侵害訴訟につき前述のように専属性を否定する以上は、これを否定する理由はなく、ALI原則202条もこの点で一致している。わが国の解釈論としても、侵害訴訟について、国際裁判管轄の合意を認める見解が多い³⁴。

同様に、わが国学説上は、知的財産権の侵害訴訟について、応訴による国際裁判管轄の成立を認める見解が少なくない³⁵。後述するように、ALI原則も同じ結論をとっている。これに対して、MPI草案3項は、ハーグ条約案の3条（被告の普通裁判籍）、4条（合意管轄）を明示的に列挙しながら、同5条が定める応訴管轄には言及していない。その趣旨は明らかでないが、応訴管轄を否定する趣旨であるとすれば、合意管轄を認めることとのバランスからして、その当否は疑問に思われる。

被告の常居所地国に侵害訴訟の国際裁判管轄を認めること（③）も、ALI原則201条や従来のわが国学説・判例の考え方と整合的であり³⁶、被告の手続的保護³⁷という見地から、首肯しうるものといえよう。また、草案4項(1)は、被告常居所地国は、原則として、「その被告に対する全ての侵害請求について」管轄を有するとしており、これによると、権利者が複数国に有する姉妹特許権が同一被告によって侵害されたような場合に、複数の権利侵害に関する請求を併合して提起できることになる³⁸。

2. 登録国／保護国の管轄と侵害行為地／侵害行為差し向け地の管轄

(1) MPI草案

MPI草案3項(1)によると、管轄合意がない場合、(a)「権利が登録され、又は国際条約の

条項により登録されたとみなされる締約国」、(b)「権利が、それ意外の方法、例えば商業上の使用により、又は、国内法若しくは国際条約の定める一般的承認資格の取得により、又は、著作権法により保護が与えられる行為を介して、保護を得ている締約国」の裁判所が、侵害訴訟について管轄権をもつ。被告の常居所がある締約国の裁判所を除き、それ以外の裁判所は管轄を有しない（同項(2)）。登録国ないし保護国の管轄権を基礎づける根拠として、草案の解説は次の2点を指摘する。すなわち、①知的財産権は、属地主義の帰結として、登録等によってそれが実体化し、存在するとされる国においてのみ保護を求められること、②そのため、侵害訴訟においてはこれらの国の法（*lex loci protectionis*）が原則的に適用され、準拠法と国際裁判管轄の一致がもたらされうること、である³⁹。

他方、4項(2)によると、登録国・保護国は、原則として、「その国の領域でなされた侵害に関してのみ」管轄をもつ。これは、登録国に常居所をもつ原告（被侵害者）を、過度に有利な立場におかないことを目的とした規定である⁴⁰。侵害発生地の定義については6項⁴¹が規定しており、これによると、侵害行為がそこで「商業上の効果」を生じた場合、または侵害行為が「意図的にその締約国に向けられていた」場合に、侵害がその国で生じたものと認められるが、被告がこれらを回避する「相当な措置」をとっていた場合には管轄が否定される。

上述のように、MPI草案は、被告に対する複数請求の併合提起を、被告の常居所地国裁判所に限って認めているが、5項は、インターネット等のユビキタス・メディアを介した侵害事件について特則をおく。これによると、被告の常居所地国以外の締約国は、(a)自国内で侵害行為の主要部分が行われ、かつ、(b)侵害行為が被告の常居所地国市場を目的としておらず、またその市場で商業的効果が生じていない場合に、他国領域で生じた損害に

ついても管轄をもつ⁴²。このような特則を設ける必要性について、草案の解説は、ネットビジネスにおいては、本拠地や活動の中心地を侵害規制の緩い国に移すことが難しくないという事情をあげている。

(2) ALI原則

これに対してALI原則は、一般管轄の基礎として、被告の常居所（201条）、管轄合意（202条）、被告の応訴（203条）を規定したうえで、侵害訴訟の国際裁判管轄について204条に定めをおき、被告が侵害行為を行った国、ならびに侵害を「差し向け」た国に管轄を認めた⁴³。侵害を「差し向け」たとは、被告が、その国で常態的に営業等を通して関係性を作出する場合をいうが、その国での関わり合いを避けるために合理的手段をとったことを被告が証明した場合は除かれる。

この規定の特色は、伝統的な不法行為地管轄の考え方を基礎として、侵害者の「行動」に重点をおいて管轄を定めるとともに、「侵害行為地」と「侵害差し向け地」とを区別し、前者（(1)(a)）については損害発生地を問わずに全損害につき管轄権を認めるが、後者（(1)(b)）の場合は、原告の本拠地と一致する場合を除き、そこで生じた損害についてのみ管轄を認めた点にある。これは、損害発生という「結果」に重点をおくと、インターネット等を介した侵害の場合、世界中に管轄権を拡散させかねないことを考慮して、まずは行動、即ち侵害行為が行われた場所を原則的連結点として、そこで損害全体につき救済を認めるとともに、「侵害差し向け地」には、原告の本拠がない限り、そこで生じた損害についてのみ救済を認めることによって、バランスをとろうとしたものといえよう⁴⁴。

(3) 検討

MPI草案は、登録国ないし保護国に管轄を認める点で、一見すると、ALI原則が前提とする不法行為地管轄の考え方から逸脱するようにも見える。しかしながら、知的財産権侵害の直接的結果は登録国ないし保護国で発生

すると考えれば、これらの国を法定の不法行為地（結果発生地）として、管轄規則の明確化を図ったものということもできよう⁴⁵。また、MPI草案は侵害発生地、ALI原則は侵害差し向け地の決定について、いずれも被告の予見可能性を担保するための規定をおく。これらの点からすれば、両者が内容的に乖離する部分は大きくないように思われるが⁴⁶、登録国外で侵害行為の補助が行われるような場合を考えると、ALI原則の方がやや広めに管轄権を認める結果になりうるといえようか。外国特許権侵害行為の一部がわが国で行われるような場合に、わが国に不法行為地管轄を認めうるかどうかについては、わが国学説上、いまだ議論の蓄積は十分でないが、これを肯定的に解する文献がある⁴⁷。

MPI草案は登録国／保護国の管轄について、ALI原則は原告本拠地のない侵害差し向け地について、当該国で生じた損害についてのみ管轄を認めており、ブリュッセル条約5条の不法行為地管轄に関する欧州司法裁判所のShevill判決⁴⁸と同様の考え方を採る点が注目されよう⁴⁹。これに対して、わが国の解釈論としては、請求相互間に密接関連性がある限り、普通裁判籍か特別裁判籍かを問わず、広く客観的併合を認める考え方が定着している。ウルトラマン事件最高裁判決も、同一著作物の著作権の帰属ないし独占的利用権の有無が問題となることを理由に客観的併合の裁判籍を認めており、この点については、今後、拡散的不法行為一般の問題とも関連させながら、検討してゆく必要があろう。

3. その他

ALI原則208条は、管轄禁止事由として、原・被告の国籍や一時的滞在とならんで、「被告の有形財産の所在又は差押え」（ただし、紛争が当該財産に直接関係する場合を除く）をあげており、これに反して下された判決は、403条で承認・執行を拒絶される⁵⁰。周知のごとく、わが国民訴法5条4号は、請求・担

保目的物所在地とならんで被告の一般財産所在地に管轄権を認めており、一定の制限を付した上で、これを国際裁判管轄の決定に類推してよいとする見解が多数を占めていた⁵¹。被告の一般財産所在地に管轄権を認める最大の根拠は、将来下されるべき給付判決の執行可能性にあり、この理は知的財産権侵害訴訟にも基本的に妥当すべきものと思われるが、ブリュッセル／ルガノ条約をはじめとする多くの条約や条約案が、この管轄原因を過剰管轄の一つとしてきたことを考えれば⁵²、多国籍間での法的枠組において、これが制限的な取り扱いを受けることもやむを得ないといえよう。

注

- 1 本プロジェクトの研究成果は、『企業と法創造』1巻3号(2004年)188頁以下、同4号(2005年)337頁以下に掲載されている。とくにMPI草案の2003年版については、渡辺惺之「Max Planck研究所の管轄ルール提案について」『企業と法創造』1巻3号(2004年)265頁を参照。渡辺教授には同草案2004年版の仮訳をもご提供頂き、本稿での日本語訳はこれによっている。
- 2 ALI原則の2004年版(Preliminary Draft No.2)については、河野俊行「知的財産権をめぐる渉外的紛争事件における国際裁判管轄権と抵触法に関するアメリカ法律協会とマックス・プランク研究所のプロジェクトについて」『国際私法上の知的財産権をめぐる諸問題に関する調査研究報告書』(知的財産研究所, 2004年)56頁以下、福本涉『知的財産権に関する国際裁判管轄—アメリカ法律協会作成の「国際知的財産紛争の裁判管轄および法選択, 判決に係る原則」を中心に』(知的財産研究所, 2005年)に詳しい。本稿では2005年4月に配布されたテキストによったが、条文訳については、これらの優れた先行業績に多くを負っている。
- 3 本草案につき道垣内正人「『民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約準備草案』を採択した1999年10月のヘーグ国際私法会議特別委員会の概要(1)~(7・完)」国際商事法務28巻2号~8号(2000年)。
- 4 Drexl/Kur (eds.), *Intellectual Property and Private International Law*, 2005, p.311.
- 5 Drexl/Kur, id. at p.312.
- 6 American Law Institute, *Intellectual Property: Principles Governing Jurisdiction, Choice of Law, and Judgment in Transnational Disputes*, Preliminary Draft No.2 (January 20, 2004), p.79.これによると、訴訟の一国集中により、特許に関する各国の法や慣行の違いを解明できるという実際的な利点もあげられる。
- 7 福本・上掲16頁。
- 8 本条4項は、「特許権, 商標権, 意匠権その他寄託若しくは登録を必要とする類似の権利の, 登録又は効力に関する事件においては, 寄託若しくは登録が申請若しくは受理されたか, 又は国際条約の規定に基づき受理されたものとみなされる構成国の裁判所」に専属管轄を認める。本規則につき中西康「民事及び商事における裁判管轄及び裁判の執行に関する2000年12月22日の理事会規則(EC)44/2001(ブリュッセルI規則)(上)」国際商事法務30巻3号(2002年)317頁。
- 9 本条4項によると、「特許権, 商標権, 意匠権その他の寄託又は登録を要する類似の権利の登録, 有効性, 無効, [取消し又は侵害]を目的とする手続については, 寄託又は登録が申請され, 行われ, 又は国際条約の条項によって行われたとみなされる締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する」。さらに, カッコ書きではあるが, 5項は, 「前項の規定は, 特許権の侵害を目的とする手続に関し, この条約又は締約国の国内法に基づく他の裁判所の管轄権を排除するものではない」旨を, 同じく6項は, 「前各項の規定は, 同項に定める事項が前提問題として生ずる場合には適用しない」旨を定めていた。道垣内・上掲国際商事法務28巻4号467頁参照。
- 10 田中徹「判批」ジュリ215号(1960年)94頁, 高部眞規子「特許侵害訴訟と国際裁判管轄」牧野利秋判事退官記念『知的財産法と現代社会』(信山社, 1999年)135頁, 知的財産研究所『知的財産紛争と国際私法上の課題に関する調査研究』(産業研究所, 2000年)45頁(道垣内正人), 道垣内正人「国境を越えた知的財産権の保護をめぐる諸問題」ジュリ1227号(2002年)57頁, 山田録一・国際私法(新版, 有斐閣, 2003年)388頁, 申美穂「知的財産権侵害訴訟に関する国際裁判管轄について(1)(2・完)」法学論叢155巻2号24頁以下, 同5号55頁以下(2004年)。木棚照一編『国際知的財産侵害訴訟の基礎理論』(経済産業調査会, 2003年)137頁(渡邊惺

- 之)は、この結論を「事物的な権限帰属の問題」として説明する。
- 11 ただし、外国知的財産権を無効とする内国判決の効力は外国に及ばないこと、実体法と手続法の密接関連性が直ちに専属管轄に結びつくものでないことから、専属管轄化に慎重な姿勢を示す見解も見られる。茶園成樹「外国特許侵害事件の国際裁判管轄」日本工業所有権学会年報21号(1998年)74頁、同「知的財産権侵害事件の国際裁判管轄」知財研フォーラム44巻(2001年)41頁。
 - 12 東京地判平成15年9月26日(東京地裁平成15年(ワ)第14128号, LEX/DB 28082748)。この点につき原告側は控訴審で訴えを取り下げている。東京高判平成16年1月21日(東京高裁平成15年(ネ)第5273号, LEX/DB 28090621)。また、後述するサンゴ砂事件東京地裁判決も、一般論として、特許権の成立・無効に関する訴えは登録国の専属管轄に属するとしながら、差止訴訟で特許無効の抗弁が出された場合、そこでの判断は当事者間で相対的効力をもつにすぎないから、国際裁判管轄を否定すべきでないという。これらの判決の位置づけにつき、木棚照一「日本における知的財産紛争の国際裁判管轄—最近の判例における展開を中心に—」『企業と法創造』1巻3号(2004年)236頁を参照。
 - 13 Drexl/Kur, id. at p.315.
 - 14 これを指摘するものとして渡辺・上掲『企業と法創造』267頁。
 - 15 Drexl/Kur, id. at p.317.
 - 16 この問題は、特許権の有効性をめぐる争いを仲裁に付託できるかという問題と並行的関係に立つ。わが国の学説上、特許権侵害紛争については仲裁可能性を認める見解が一般的であるが、特許権の有効性確認については否定説がなお根強い。この点につき中野俊一郎「知的財産権紛争とADR—仲裁を中心として—」『企業と法創造』1巻4号(2005年)395頁。
 - 17 草案の解説はこの規定を、「公序という観点よりも、当事者の自治により重きをおく」アプローチであると説明している。Drexl/Kur, id. at p.313.
 - 18 Drexl/Kur, id. at p.317.
 - 19 道垣内・上掲国際商事法務28巻4号468頁。
 - 20 田中・上掲93頁, 茶園・上掲日本工業所有権学会年報74頁, 山田・上掲388頁, 申・上掲法学論叢2号34頁, 東京地判昭和28年6月12日下民集4巻6号847頁(満州国特許事件), 最判平成14年9月26日民集56巻7号1551頁(カードリーダー事件)。従って、逆に、日本の特許権や専用実施権の侵害が問題となるケースでも、被告外国法人がわが国と十分な関連性をもたない場合には、国際裁判管轄が否定されることもある。東京地判平成13年5月14日判時1754号148頁(上野製菓事件)参照。さらに、外国著作権侵害事件についても、日本に不法行為地の国際裁判管轄を認めうることにつき、最判平成13年6月8日民集55巻4号727頁(ウルトラマン事件), 東京地判平成14年11月18日判時1818号139頁(鉄人28号事件一審判決:管轄否定例), 東京高判平成16年2月25日LEX/DB28090890(同控訴審判決:管轄否定例)。
 - 21 東京地判平成15年10月16日判タ1151号109頁, 判時1874号23頁。本件につき, 阿部隆徳『判批』知財管理54巻10号(2004年)1485頁, 藤澤尚江『判批』ジュリ1287号(2005年)143頁。
 - 22 Rauscher, *Europaisches Zivilprozesrecht*, 2004, Art. 22 Brussel I-VO Rz.46; Kropholler, *Europaisches Zivilprozesrecht*, 8.Aufl., 2005, Art.22 Rz.50. さらに申・上掲法学論叢2号34頁, 5号67頁以下を参照。
 - 23 この定義は、2001年のハーグ条約案(これにつき道垣内正人「2001年の外交会議の結果としての『民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約案』」NBL732号(2002年)71頁)12条6項を踏襲したものである。MPI草案の解説によると、この定義は、反訴で有効性問題が持ち出されるような場合をカバーしないように読める点で問題を残すが、議論を尽くせなかったことから、条約案の文言に従ったものであるという。Drexl/Kur, id. at p.320.
 - 24 Drexl/Kur, id. at p.318.
 - 25 Drexl/Kur, id. at p.319.
 - 26 Drexl/Kur, id. at p.320.
 - 27 河野・上掲68頁。
 - 28 ALI, Preliminary Draft No.2, supra, p.80.
 - 29 田中・上掲94頁, 茶園・上掲日本工業所有権学会年報74頁, 申・上掲法学論叢5号71頁。これに対して高部・上掲135頁は、わが国の裁判所が外国特許の無効事由を判断するには困難が伴うとして、「侵害訴訟において、先決問題とはいえ、外国でなされた行政処分の有効無効を判断することは妥当でない」という。
 - 30 最判平成12年4月11日民集54巻4号1368頁。
 - 31 Masato Dogauchi, *Jurisdiction over For-*

- eign Patent Infringement from a Japanese Perspective in Consideration of the Hague Draft Convention on Jurisdiction and Foreign Judgment in Civil and Commercial Matters as of June 2001, JAIL No.44 (2001), p.58. この見解は、特許は付与国の国家行為により創造される人為的産物であるとの基本認識から、国家行為理論に基づき、侵害訴訟裁判所はその有効性を原則として尊重すべきであるという。本文と同じ結論を説くものとして、申・上掲法学論叢 5号71頁。
- 32 高部・上掲136頁。
- 33 福本・上掲34頁。
- 34 渡邊・上掲『国際知的財産訴訟の基礎理論』155頁、申・上掲法学論叢 5号61頁。
- 35 渡邊・上掲『国際知的財産訴訟の基礎理論』155頁、申・上掲法学論叢 5号61頁。
- 36 申・上掲法学論叢 2号35頁。上掲サンゴ砂事件東京地裁判決も、原告の米国内における行為につき、被告日本法人が米国特許権に基づく差止請求権をもたないことの確認を求める訴訟について、「被告の普通裁判籍が我が国内に存する」ことを理由に国際裁判管轄を認めたいうえで、「我が国において裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速の理念に反するような特段の事情も存在しない」とした。
- 37 Drexl/Kur, id. at p.325.
- 38 渡辺・上掲『企業と法創造』270頁。
- 39 Drexl/Kur, id. at p.321.
- 40 Drexl/Kur, id. at p.328.
- 41 MPI草案 6項「(1)4項 2文の適用に関して、次の場合には、侵害は権利が存在する締約国で生じたものと認められる。
- (a) 権利を侵害したと主張される行為若しくは過怠 (omittance) が当該の締約国において商業上の効果を生じ、又は、商業上の効果を欠く場合には実質的な影響を生じた場合、又は、
- (b) 権利を侵害したと主張される行為が意図的にその締約国に向けられていた場合。
- (2)被告が当該締約国における商業上の効果の発生、又は、行為のその国への指向を回避すべき相当な措置を行った場合には、裁判所は管轄を否定するものとする」。
- 42 MPI草案 5項「侵害請求がインターネットやそれに類したユビキタス・メディアに関連する場合、被告が3条により常居所を有する国以外の締約国の裁判所は、次の場合には、他国の領域で生じた侵害に関しても管轄を有する。
- (a) 侵害を引き起こしたと主張される行為の主要な部分が被告により法廷地国内でなされている場合で、かつ、
- (b) 侵害を引き起こしたと主張される行為若しくは取引が、被告が常居所を有する締約国の市場を目的としておらず、また、その市場で実質的な商業上の効果が生じていない場合」。
- 43 ALI原則 204条「(1)原告は、以下の国の裁判所に、侵害訴訟を提起することができる。
- (a) 被告が、準備行為を含め、申立てにかかる侵害 (infringement) を引き起こし又はそれを促進 (further) する行為を、実質的に行った国。
- (b) 被告が、申立てにかかる侵害を差し向け (direct) た国。
- (i) 被告の行為の性質に鑑み、被告が当該国において、接触、営業若しくは利用者 (audience) を、常態的に作出もしくは維持していると合理的に見られる場合には、被告は、申立てにかかる侵害を差しつけたものとみなされる。
- (ii) 特に、当該国での行為又は関わり合い (transacting) を回避するため、その状況下で合理的な手段をとったことを被告が証明した場合には、被告は、当該国において、接触、営業若しくは享受者 (audience) を、常態的に作出もしくは維持しているとはみなされない。
- (2) (1)(a)に基づいてある国の裁判所に訴えが提起された場合、その裁判所は、損害 (injuries) 発生地のいかなを問わず、申立てにかかる侵害に導いた行為から生じた損害について、管轄権を有する。
- (3) (a)(1)(b)に基づいてある国の裁判所に訴えが提起され、原告が当該国に常居所も主たる営業所ももたない場合、当該国の裁判所は、当該国で生じた侵害についてのみ管轄権を有する。
- (a) (1)(b)に基づいてある国の裁判所に訴えが提起され、原告が当該国に常居所又は主たる事務所をもつ場合、当該国の裁判所は、申立てにかかる侵害を導いた行為から生じた損害について、損害発生地のいかなを問わず、管轄権を有する」。
- 44 河野・上掲62頁。
- 45 渡辺・上掲『企業と法創造』269頁。
- 46 河野・上掲62頁。
- 47 高部・上掲133頁、申・上掲法学論叢 2号44頁。

- 48 これにつき中西康「出版物による名誉毀損事件の国際裁判管轄に関する欧州司法裁判所1995年3月7日判決について」法学論叢142巻5・6号（1998年）181頁以下を参照。
- 49 もっとも、ALI原則211条(1)は、法廷地の過度の拡散を防ぐことを目的として、「本原則の下で事物管轄権をもつ裁判所は、当該請求の基礎をなす取引又は一連の取引もしくは事実発生に基づき同一当事者間に生じたあらゆる請求につき、いずれの当事者が主張するかにかかわらず、裁判所が各当事者に対して主張された請求を判断するための、201条ないし207条の意味における対人管轄権をもつ限りにおいて、判断することができる」、という。この規定につき河野・上掲65頁。
- 50 これに対して、ALI原則の規定する管轄原因に基づいて下された判決は、一定条件の下に、承認・執行が義務づけられる（401条(2)）。
- 51 池原季雄「国際裁判管轄権」鈴木忠一＝三ヶ月章編『新・実務民事訴訟講座7』（日本評論社、1982年）29頁、木棚照一「財産所在地の管轄権」高桑昭＝道垣内正人編『新裁判実務体系3・国際民事訴訟法（財産法関係）』（青林書院、2002年）82頁以下、中野俊一郎「財産所在地の国際裁判管轄」神戸法学43巻2号411頁以下（1993年）などを参照。
- 52 この点につき、中野・上掲429頁以下。さらに1999年のハーグ国際裁判管轄・判決承認条約草案18条2項a号など。